

令和8年度 さかた市議会だより【ページ単価契約】仕様書

発行日等 / 3月定例議会号 令和8年 5月 1日発行 (令和8年 4月22日校了)
6月定例議会号 令和8年 8月 1日発行 (令和8年 7月23日校了)
9月定例議会号 令和8年11月 2日発行 (令和8年10月23日校了)
12月定例議会号 令和9年 2月 1日発行 (令和9年 1月22日校了)
※定例議会・招集議会の開催日程が変更されたときは、変更後の議会開催日程により市議会だよりの校了日、発行日を変更する。また市議会だよりと配送日程が同一である市広報の編集日程が変更された時は、市広報の校了日、納品日に合わせて変更する。

納品期日 / (1) ①市役所分②各総合支所分③日本海酒田リハビリテーション病院分
④定期航路事業所(飛島)分
発行日前々日の午後5時までに各所に配達する。各総合支所の世帯配付分は、各総合支所内に設置している各地区の配付棚に入れること。各総合支所用の配付分は担当係に納品すること。
(2) ①市街地区分②市街特定施設分③旧公民館地区分
発行日前々日までに印刷を完了し、酒田市広報紙折込業者に納品を完了すること。
※上記の指定する納品期日は、土・日曜日、祝日を除く。
仕分け等 / 市が指定する仕分表に基づき仕分け・梱包する。

印刷部数 / 41,500部 (各号とも)

サイズ / A4判、2穴開あり(又は中綴じ)

文字等 / 17級正体、20字×29行/3段組を基本とする。平版印刷
なお、フォントと合わせて3月定例議会号発行までに決定する。

ページ数 / 年間ページ数：60～68ページ(カラー：8ページ、2色：52～60ページ)
と想定する。(ページの増減あり)

3月定例議会号：16～18ページ(カラー：2ページ、2色：14～16ページ)

6月定例議会号：12～14ページ(カラー：2ページ、2色：10～12ページ)

9月定例議会号：18～20ページ(カラー：2ページ、2色：16～18ページ)

12月定例議会号：14～16ページ(カラー：2ページ、2色：12～14ページ)

色 / 表紙と裏表紙が4色、それ以外のページは2色(墨+1色)

紙質 / マット紙(再生紙)44.5kg

インク / 大豆油インク

議会報編集委員会 / 紙面構成等は、市議会議員で構成する編集委員会で決定する。必要な場合は、委託者の指示に基づき編集委員会に出席し、レイアウト等に係る提案等を行うこと。

表紙写真の撮影 / 受託者は、表紙用の写真について委託者から指示があった場合に、その指示されたテーマ及び題材に基づき、表紙用の写真撮影を行うものとし、表紙写真の候補として各号につき4枚程度提出すること。

レイアウト等 / レイアウト・デザインの基本形については、3月定例議会号発行までに決定する。受託者は、委託者の指示に基づき、レイアウト・デザイン等に係る提案を行うものとし、案を複数提示すること。各号における依頼原稿の再構成及び特集記事等のレイアウト・デザインの変更依頼については、議会報編集委員会の要望に柔軟に対応すること。

紙面の作成 / 受託者は、委託者が提供する原稿等に基づき、記事の編集、写真、表、グラフ、イラスト等を作成し版下を作成すること。また業務の全部又は主体部分を第三者に委託し、又は請け負わせることを禁止する。

議員・議場内写真の提供 / 代表質疑、一般質問の記事に掲載する市議会議員の顔写真及び議場内で撮影された写真等は、委託者が提供する。

編集・搬出日程 / 市議会だよりの校正、印刷、仕分け、梱包・納品のスケジュールについては、別途定める市議会だよりの編集及び搬入日程に基づき作業を進めること。

入稿 / 原稿は、ワード、エクセル、PDF等のファイルをEメール等で送信する。

文字校正 / 紙面のPDFファイルをEメールで委託者に送信すること。委託者は、それを手書き修正したものをEメールで返信するものとする。3回校正（色校正あり）を基本とするが、出稿後の原稿内容の変更等の依頼もあるものとする。また校正途中でも急なページ増加に対応すること。

校了 / 校正の終了は、受託者から委託者にEメールで確認するものとする。

市ホームページ公開用のPDFデータの提供 / 作成した市議会だよりに関しては、市ホームページ公開用のPDFファイルを作成するものとし、外字の文字化けを無くすること。作成したデータは校了後速やかに委託者へEメールで送付すること。

著作権等 / 制作業務に係るすべての成果品（デザイン、写真等）の著作権は、委託者に帰属するものとする。また使用する写真やイラスト等は、著作権が問題とならないものを使用するか委託者に帰属するものを使用する。

その他 / 委託者は、委託業務の内容、実施方法等契約条件の変更を行う必要があると判断した場合は、受託者と協議の上、変更することができる。この仕様書に定めのない事項又は疑義ある事項については、両者協議のうえ対応し決定するものとする。

以上